

農林漁業災害対策資金

1 事業目的

令和3年8月大雨により、日本政策金融公庫（農林漁業セーフティネット資金）や農協等から、経営再建に必要な運転資金を借り受けた農林漁業者に対して、市町村と連携のもと利子補給を行い、経営の維持安定を図る。

2 事業内容

- (1) 貸付対象者 市町村の被災証明を受けた農林漁業者
- (2) 資金使途 経営再建に必要な資金
- (3) 利子補給対象融資限度額 500万円
- (4) 融資枠 3億円
- (5) 利子補給期間 貸付実行日から5年間
- (6) 利子補給率 (基準金利はR3.9.21現在)

資金区分	償還期間	据置期間	基準金利 ①	国特例 ②	利子補給率 ①－②		実質金利
					県	市町村	
公庫資金	10年	3年	0.16%	0.16%	—	—	0%
農協等資金	7年	3年	1.50%	—	0.75% (1/2負担)	0.75% (1/2負担)	0%

3 災害関連資金の特例措置

国において、農林漁業セーフティネット資金の特例措置が決定されたため、公庫資金は、国が5年間利子補給を負担する。

4 留意点

- 県は、市町村が利子補給を行う場合に限り、利子補給を実施する。
- 農協等資金の利子補給対象者は、公庫資金を先に限度額まで借り受けることとする。
- 基準金利及び利子補給率は、金利情勢により変更される場合がある。

《担当課：団体指導課、漁業管理課》